



# 茨城県報

第 1 3 2 2 号

平成13年12月13日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

- 茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則（漁政課）…………… 1

### 告 示

- 町の区域の変更（地方課）…………… 2
- 介護機関の指定（厚生指導課）…………… 2
- 指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（5件）（商業流通課）…………… 3
- 土地改良事業の工事の完了（6件）（農村計画課）…………… 7
- 県道路線の認定（道路維持課）…………… 9
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 9
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）……………10
- 自転車専用道路の指定（道路維持課）……………11
- 土地改良事業の適当決定（2件）（土地改良事務所）……………12
- 土地改良法に基づく換地処分（土地改良事務所）……………13

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）……………13
- 平成14年歯科技工士試験の実施（厚生指導課）……………14
- 都市計画事業の施行者の名称等（都市整備課）……………14
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）……………18
- 道路の位置の指定（3件）（建築指導課）……………18

## 規 則

### 茨城県規則第89号

茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成 8 年茨城県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第17条第 2 項」を「第17条第 3 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「第17条第 2 項」を「第17条第 3 項」に、「第 3 条」を「前条」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第 2 項中「第17条第 2 項」を「第17条第 3 項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第 3 項中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項中「第17条第 2 項」を「第17条第 3 項」に改める。

別記様式中「第17条第 2 項」を「第17条第 3 項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第1326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により土浦市長から同市内の町の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の変更の効力は、平成13年12月20日から生ずるものである。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

東並木町に変更する区域

大字常名字東大塚 3365の 2

※土地地番は平成13年 8 月 2 日現在の登記簿による。

### 茨城県告示第1327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0833631245 丸山歯科医院	鹿島郡神栖町息栖3031-49	居宅療養 管理指導	丸山 憲一	平成13年 11月30日
0840340954 すみれ調剤薬局	土浦市神立中央 5 - 4 - 16	居宅療養 管理指導	株式会社アルファーム	平成13年 11月30日
0861290021 訪問看護 ナースコール	常陸太田市木崎一町1994	訪問看護	株式会社デンダーケア ジャパン	平成13年 11月30日
0864390042 茨城西南医療センター訪問看護ステーション	猿島郡境町2190	訪問看護	茨城県厚生農業協同組 合連合会	平成13年 11月30日
0870101060 ふたば介護サービス	水戸市中丸町455番地の27	訪問介護	合資会社 ふたば介護 サービス	平成13年 11月30日

コード 名 称	所 在 地	サービ スの 種 類	開 設 者	指 定 年月日
0871000188 あおば指定訪問介護事業所	下妻市前河原840-5	訪問介護	有限会社 あおば	平成13年 11月30日
0873300586 グループホーム カトレア	那珂郡東海村舟石川944	痴呆対応 型共同生 活介護	有限会社 顕祥	平成13年 11月30日
0873300644 デイサービスセンター みわ	那珂郡美和村大字鷺子2023 番地2	通所介護	社会福祉法人 美光会	平成13年 11月30日
0873300651 特別養護老人ホーム みわ	那珂郡美和村大字鷺子2023 番地2	短期入所 生活介護 介護老人 福祉施設	社会福祉法人 美光会	平成13年 11月30日
0874100456 明野町デイサービスセンターやすらぎ	真壁郡明野町大字新井新田 48-1	通所介護	明野町	平成13年 11月30日
0813110558 美野里病院	東茨城郡美野里町西郷地 1462	通所リハ ビリテー ション	医療法人社団正信会	平成13年 11月30日

## 茨城県告示第1328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条の規定に基づき、下記のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの 種 類等	指 定 年月日
株式会社 平成ホテル	平成福祉サービス事業所	茨城県下館市伊佐山160番地の8	訪問介護	平成13年 12月4日
有限会社 利匠	有限会社 利匠	茨城県行方郡北浦町長野江296 番地	福祉用具貸 与	平成13年 12月4日

## 茨城県告示第1329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん総和店

猿島郡総和町大字下大野2008-1 外

## (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成13年9月10日

## イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時～午後 8 時

(変更後) 午前 8 時～午後 9 時

## 2 市町村の意見

特になし

## 茨城県告示第1330号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 カスミ上水戸店

所在地 水戸市上水戸 3 丁目3146番地の 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成13年 6 月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,985㎡

(変更後) 2,272㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 206台

(変更後) 収容台数 194台

(ロ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 40台

(変更後) 収容台数 50台

(ハ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 23㎡

(変更後) 面積 73㎡

(ニ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 28㎡

(変更後) 容量 27m<sup>3</sup>

(カ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間60日は午後 9 時)

(変更後) 午後 9 時

(キ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 8 時30分 (年間60日は午後 9 時30分)

(変更後) 午前 9 時30分～午後 9 時30分

(ク) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 6 箇所

(変更後) 7 箇所

ウ 届出年月日

平成13年 5 月28日

2 意見の概要

- (1) 第 1 駐車場西側敷地境界に防音壁を設置すること。
- (2) 第 2, 第 3 駐車場における自動車走行騒音に対し, 適切な対応策を講ずること。
- (3) 廃棄物の保管について, 悪臭や散乱を防止するよう適切な対応策を講ずること。
- (4) 食品加工場における作業時に生じる汚水の処理・管理について, 悪臭の発生を防止する適切な対応策を講ずること。



茨城県告示第1331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について, 同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ヤマダ電機テックランドつくば店  
 所在地 つくば市下原370-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成13年 5 月28日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町 4 丁目40番地の11	山 田 昇
未定	未定	未 定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年 3 月15日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,959㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 1,118台

(イ) 駐輪場の収容台数 110台

(ウ) 荷さばき施設の面積 199㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 120㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(ウ) 駐車場の出入口の数

入口 2 箇所

出口 1 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成13年 5 月11日

2 意見の概要

国道354号線からの車両入口及び国道354号線への車両出口において、土・日曜日等に交通整理員を配置すること。

なお、特に車両入口における交通整理に当たっては、入庫後直進するよう来客車両を促し、場内車路を活用して駐車待ちスペースを長く確保するよう誘導すること。

茨城県告示第1332号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 取手駅ビル

所在地 取手市中央町甲813番地の 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成13年 6 月14日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (一部午前 7 時)

閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前10時 (一部午前 7 時, 午前 8 時及び午前11時)

閉店時刻 午後 8 時 (一部午後 9 時, 午後 9 時30分, 午後10時及び午後11時)

ウ 届出年月日

平成13年 5 月29日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第1333号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 鹿嶋ショッピングプラザ

所在地 鹿嶋市宮中字東山288番地の 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成13年 4 月19日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 寺島薬局株式会社 午後 8 時 (年間120日は午後 9 時)

ジョイカルチャー株式会社 午後10時

(変更後) 寺島薬局株式会社 午後 9 時

ジョイカルチャー株式会社 午前 0 時

ウ 届出年月日

平成13年 3 月30日

2 意見の概要

市道出入口 3 付近における自動車走行騒音に対し、市道出入口 3 を閉鎖するなど適切な対応策を講ずること。

茨城県告示第1334号

平成 4 年11月 9 日で計画を確定した県営柳沢部田野地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）につい

ては、平成12年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1335号

平成4年11月9日で計画を確定した県営柳沢部田野地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）については、平成12年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1336号

平成4年11月9日で計画を確定した県営柳沢部田野地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路）については、平成12年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1337号

平成6年2月2日で計画を確定した県営駒場地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・暗渠排水）については、平成13年3月30日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1338号

平成6年2月2日で計画を確定した県営駒場地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）については、平成13年3月30日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1339号

平成6年2月2日で計画を確定した県営駒場地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路）については、平成13年3月30日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌



茨城県告示第1340号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地	備 考
		終 点		
359	百里飛行場線	百里飛行場 東茨城郡小川町		

茨城県告示第1341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 岩瀬二宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡協和町大字小栗7840番地先から	旧	メートル 最大 — 最小 —	メートル —	
		新	最大 11.0 最小 7.0	516

茨城県告示第1342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長沖藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字藤代字藏前1975番3 地先から	旧	メートル 最大 31.8	メートル 105	
		最小 15.8		
北相馬郡藤代町大字藤代字藏前下1096番 地先まで	新	最大 48.0 最小 15.8	105	区域追加

茨城県告示第1343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字本石下字下宿58番 地先から	旧 (A)	メートル 最大 12.0	メートル 558	
		結城郡石下町大字向石下字城廻114番 地先まで		
結城郡石下町大字本石下字下宿58番 地先から	(A)	最大 12.0	558	バイパス新設
		結城郡石下町大字向石下字城廻114番 地先まで		
結城郡石下町大字新石下字西川原191番1 地先から	新 (B)	最大 32.5	627	
結城郡石下町大字向石下字城廻114番 地先まで		最小 9.0		

茨城県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 行方郡玉造町大字芹沢字南川2248番1地先から  
行方郡玉造町大字捻木字井ノ下1085番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年12月13日

茨城県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 路 線 名   | 県道 岩瀬土浦自転車道線  |
| 2 | 供用開始の区間 | 真壁郡大和村大字本木2135番地先から<br>真壁郡大和村大字本木893番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字本木2400番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字本木2287番地先まで<br>真壁郡大和村大字本木1457番 2 地先から<br>真壁郡大和村大字本木1479番地先まで<br>真壁郡大和村大字本木1469番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字本木1642番 2 地先まで<br>真壁郡大和村大字大曾根553番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字大曾根610番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字大曾根491番 2 地先から<br>真壁郡大和村大字大曾根193番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字大曾根255番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字大曾根287番 2 地先まで<br>真壁郡大和村大字大曾根325番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田293番 2 地先まで<br>真壁郡大和村大字東飯田291番 5 地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田291番 5 地先まで<br>真壁郡大和村大字東飯田520番 2 地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田526番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字東飯田1133番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田1140番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字東飯田1187番地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田1195番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字東飯田1243番 1 地先から<br>真壁郡大和村大字東飯田1241番 1 地先まで<br>真壁郡大和村大字東飯田3465番地先から<br>真壁郡真壁町大字上小幡192番 1 地先まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成13年12月13日   |

茨城県告示第1346号

道路法（昭和27年法律180号）第48条の 7 第 2 項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成13年12月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 路 線 名 県道 岩瀬土浦自転車道線

## 2 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員	延 長
	メートル	メートル
真壁郡大和村大字本木2135番地先から 真壁郡大和村大字本木893番1地先まで	最大 11.2 最小 9.9	397
真壁郡大和村大字本木2400番1地先から 真壁郡大和村大字本木2287番地先まで	最大 10.6 最小 9.2	1,073
真壁郡大和村大字本木1457番2地先から 真壁郡大和村大字本木1479番地先まで	最大 9.5 最小 9.4	142
真壁郡大和村大字本木1469番1地先から 真壁郡大和村大字本木1642番2地先まで	最大 14.7 最小 7.0	556
真壁郡大和村大字大曽根553番1地先から 真壁郡大和村大字大曽根610番1地先まで	最大 10.4 最小 9.2	193
真壁郡大和村大字大曽根491番2地先から 真壁郡大和村大字大曽根193番1地先まで	最大 11.2 最小 10.5	239
真壁郡大和村大字大曽根255番1地先から 真壁郡大和村大字大曽根287番2地先まで	最大 9.8 最小 9.2	95
真壁郡大和村大字大曽根325番1地先から 真壁郡大和村大字東飯田293番2地先まで	最大 9.8 最小 9.2	290
真壁郡大和村大字東飯田291番5番先から 真壁郡大和村大字東飯田291番5地先まで	最大 9.4 最小 9.4	16
真壁郡大和村大字東飯田520番2地先から 真壁郡大和村大字東飯田526番1地先まで	最大 9.8 最小 9.2	150
真壁郡大和村大字東飯田1133番1地先から 真壁郡大和村大字東飯田1140番1地先まで	最大 9.4 最小 9.2	152
真壁郡大和村大字東飯田1187番地先から 真壁郡大和村大字東飯田1195番1地先まで	最大 10.8 最小 9.1	157
真壁郡大和村大字東飯田1243番1地先から 真壁郡大和村大字東飯田1241番1地先まで	最大 10.6 最小 10.5	115
真壁郡大和村大字東飯田3465番地先から 真壁郡真壁郡大字上小幡192番1地先まで	最大 10.4 最小 9.3	450

## 茨城県告示第1347号

豊田新利根土地改良区から平成13年11月9日付けで認可申請のあった立木第7-1地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成13年11月27日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 舩 井 操

- 縦覧に供する書類  
豊田新利根土地改良区定款の写し  
立木第 7 - 1 地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成13年12月17日から  
平成14年 1 月21日まで
- 縦覧の場所  
利根町役場

**茨城県告示第1348号**

報恩寺土地改良区理事長石塚勲から平成13年11月 5 日付けで認可申請のあった深町地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成13年11月21日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県下館土地改良事務所長 宇 都 義 治

- 縦覧に供する書類  
深町地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し  
報恩寺土地改良区定款の写し
- 縦覧の期間  
平成13年12月17日から  
平成14年 1 月21日まで
- 縦覧の場所  
水海道市役所

**茨城県告示第1349号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業真弓地区（第 2 換地区）に係る換地処分をした。

平成13年12月13日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 高 山 健

**公 告****●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年 1 月29日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において

公衆の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成13年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 小貝川プロジェクト21
- 3 代表者の氏名  
井草 雄太郎
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県北相馬郡藤代町藤代483番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、小貝川の自然環境の中で、水・陸・空の三次元を活用し、大人も子供も、高齢者も障害者も時間と場所を共有し、思いっきり遊び、学び、交流する為の「ふじしろ・三次元プロジェクト」を中心に福祉・教育・環境といった分野の関連事業を展開することにより、人々の相互理解と、生活の質の向上に寄与する事を目的とする。

~~~~~

#### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年2月5日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成13年11月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ひばりの会
- 3 代表者の氏名  
関根 弘和
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県石岡市石岡13907-19A204
- 5 定款に記載された目的

この法人は、疾病や障害により自立した日常生活が送れず、介護が必要な高齢者や障害者に対し、円滑に社会生活をおこなうに必要と思われる生活施設の整備、人的環境の育成等、自立した社会生活を送るためのさまざまな支援活動を通じ、高齢者や障害者に対する社会的理解の向上と、地域社会における福祉の発展に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### ●平成14年歯科技工士試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により歯科技工士試験を次のとおり実

施する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 試験期日

- (1) 学説試験 平成14年 2 月19日（火）午前 9 時00分から
- (2) 実地試験 平成14年 2 月20日（水）午前 9 時30分から

#### 2 試験場所 茨城県水戸市見和 2 丁目292番地 茨城歯科専門学校

#### 3 受験願書の受付期間及び受付場所等

- (1) 受付期間等 平成14年 1 月28日（月）から平成14年 1 月29日（火）までの午前 8 時30分から午後 5 時までとする。
- (2) 受付場所 茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県保健福祉部厚生指導課
- (3) 出願に関する書類を郵送（書留とすること。）する場合は、平成14年 1 月29日（火）までの消印のあるものは有効とする。
- (4) 出願に関する書類は、受理後返還しない。

#### 4 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成14年 3 月までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成14年 3 月までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国において歯科技工士免許を得た者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

#### 5 出願に関する書類

- (1) 受験願書（別紙様式）1 通
- (2) 4 の(1)に掲げる学校及び(2)に掲げる養成所の卒業証明書（平成14年 3 月卒業見込者にあつては、卒業見込証明書）

なお、卒業見込証明書を提出した者が、平成14年 3 月13日（水）までに（郵送の場合は、同日までの消印のあるもの。）卒業証明書を茨城県保健福祉部厚生指導課あて提出しないときは、当該試験は無効とする。

- (3) 4 の(3)に該当する者にあつては、当該試験を受けることができる者であることを証する書類
- (4) 4 の(4)に該当する者にあつては、厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- (5) 写真（出願前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもの。）2 枚（うち 1 枚は受験願書にはり付けること。）
- (6) 戸籍抄本（出願前 6 か月以内に発行されたもの。外国人の場合には「外国人登録済証明書」）1 通
- (7) 受験手数料

ア 受験手数料は、36,000円に相当する茨城県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書にはり付けて納入すること。

イ 受験願書受理後は、受験手数料は返還しない。

- (8) 受験願書に記載する氏名は、戸籍に記載されている文字を使用すること。

#### 6 試験科目

- (1) 学説試験 歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学

歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，関係法規

(2) 実地試験 歯科技工実技

7 受験票の交付

受験願書を受理したときは，直接又は学校（養成所）長を経由して，受験者に受験票を交付する。

8 合格発表

合格者については，平成14年3月15日（金）午前10時茨城県保健福祉部厚生指導課内に掲示する。

9 その他

(1) 試験当日持参するもの

ア 受験票 イ 筆記用具 ウ 上履き エ 白衣（実地試験のみ）

(2) 不明な点がある場合は，茨城県保健福祉部厚生指導課に問い合わせること。

電話 029-301-3151



受験番号	*
------	---

茨城県収入証紙貼付  
(消印しないこと)  
36,000円

写 真

縦：6センチメートル  
横：4センチメートル

(白黒・カラー  
どちらでも可)

歯科技工士試験受験願書

歯科技工士試験を受けたく申請します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日撮影

本籍（県名又は国籍）

住 所

（ふりがな）

氏 名

印

生 年 月 日 年 月 日生

茨城県知事 橋 本 昌 殿

履 歴 書	学 歴（最 終）	年 月
	専 門 学 校（養 成 所）名	年 月
	職 歴	
	賞 罰	
	上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印	

- (注) 1 \*印のところは記入しないこと。  
2 本籍・氏名は戸籍に記載されている文字とすること。



**●都市計画事業の施行者の名称等**

土浦・阿見都市計画事業阿見東部工業団地造成事業については、平成13年12月3日付関東地方整備局告示第346号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画事業阿見東部工業団地造成事業

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

茨城県水戸市笠原町978番6

## 4 事業地の所在

収容の部分

変更なし

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字谷井田字内郷1691番1，1695番1，同番2，字北耕地1332番

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市天久保2丁目17番地の5

寺島薬局株式会社

代表取締役 田 口 武

**●開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

第3工区：鹿島郡神栖町大字南浜3番188

## 2 事業主の住所及び氏名

横浜市中区南仲通2-15

丸全昭和運輸 株式会社

代表取締役 井 上 隆

**●道路の位置の指定**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成13年12月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 1290 号	平成13年 12月 3 日	太陽ハウス 株式会社 代表取締役 宮本 雄造	那珂郡那珂町杉 644番地 3	東茨城郡常北町大字那 珂西字中妻1268番 2, 1287番 8, 1288番 7	メートル 5.00 4.00	メートル 81.06 53.65

~~~~~

| 指定番号             | 指定年月日       | 申 請 者                           |                     | 道 路 の 位 置                                    | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|-------------|---------------------------------|---------------------|----------------------------------------------|--------------|---------------|
|                  |             | 氏 名                             | 住 所                 |                                              | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 551 号 | 平成13年11月12日 | 株式会社<br>ミツワ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789番 3 | 鹿嶋市大字青塚字貞<br>1066番19<br>鹿嶋市大字青塚字貞<br>1066番22 | メートル<br>4.20 | メートル<br>19.02 |

~~~~~

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 1713 号	平成13年 12月 5 日	有限会社 サクシード 取締役 半村 行子	猿島郡境町大字 山崎1605番地 1	猿島郡三和町大字諸川 字浦無626番49, 字大 日前626番55, 同番63	メートル (5.00) 4.88	メートル 31.10

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)